

官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル
作成の留意事項

平成 24 年 1 月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

官庁施設における 帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項

I. 帰宅困難者対応マニュアルの必要性について

大規模な地震等の災害が発生した場合、官庁施設においては、入居官署が非常時優先業務を継続するための機能確保が第一に求められます。しかしながら、大都市圏でそのような災害が発生すると、多くの帰宅困難者の発生が予想されるため、発災時の被害状況により地域の一員としての共助の取組みの観点から、入居官署の非常時優先業務を実施しつつ、官庁施設において一時的に帰宅困難者を受け入れる場合も想定されます。

このため、官庁施設で帰宅困難者を受け入れる場合の施設管理者の速やかな対応を可能とするために、事前に対応マニュアル作成の検討をしておくことが望ましいと言えますでしょう。

II. 事前準備における留意事項について

大規模な地震等の災害が発生した場合における帰宅困難者への対応について、事前に検討を行って準備しておく必要があるもの及び準備しておいたほうが良いものを次に列記します。さらにこれ以外にも、帰宅困難者への必要な対応や関係する地方公共団体との連携について、検討を行っておくと良いでしょう。

(1) 官庁施設の状況確認について

イ) 庁舎の被災状況を確認するためのチェックシート

災害の発生後に官庁施設が継続して使用できるかどうかの状況確認が必要であるため、柱、壁等の構造体等の点検を行うためのチェックシートをあらかじめ作成しておく。

ロ) 庁舎の設備機能を確認するためのチェックシート

災害の発生後に基幹設備機能^{1※}（電力、給水、排水、空調、エレベーター等）がどの程度使用できるかの確認を行うためのチェックシートを作成しておく。

ハ) 帰宅困難者の状況の把握

庁舎内に残留している来庁者及び発災後に来庁した帰宅困難者を把握するための表を作成しておく。

^{1※} 「基幹設備機能」：「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 平成 22 年 3 月）P22 に示すとおり。

(2) 官庁施設で対応する事項の確認について

イ) 庁舎内での受け入れ場所の想定

帰宅困難者の人数や属性については、被災状況や発生時間帯等により変動することが予想されるので、受け入れ場所についても、状況に応じて受け入れる範囲を段階的に想定しておくといよい。

なお、受け入れ場所の想定にあたっては、非常時継続業務のための執務空間との区分や在庁職員の負担増への配慮、設定範囲以外への職員以外の侵入、備品、貴重品等の盗難、紛失事故、受け入れる場所の暑さ寒さ等への配慮も必要となる。

ロ) 受け入れ可能人数の把握

庁舎内での帰宅困難者の受け入れ可能人数についても、受け入れ場所や休憩の仕方により変動するものであるが、柔軟な対応ができるよう想定しておく。

ハ) 提供可能な設備等の確認

帰宅困難者に対して提供可能な設備等として、休憩場所の提供、トイレ使用、暖冷房の提供等、施設利用に関する支援や、食料、水、負傷者の応急措置等の物質的な支援が想定されるが、その対応について検討しておく。

(3) 帰宅困難者の帰宅支援の方策の確認について

イ) 帰宅に必要な交通情報等の提供

帰宅困難者には、受け入れ場所又はその他の庁舎内外においてテレビ、ラジオ等による交通情報や災害情報を提供できるよう検討しておく。

ロ) 帰宅困難者への帰宅支援の情報提供

帰宅困難者には、官庁施設の周辺のコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の店舗や、地方公共団体が指定する災害時帰宅支援ステーション及び避難場所、周辺の病院等の位置を記載した地図等の情報を提供できるよう準備しておく。

Ⅲ. 大規模地震災害等の発災時の留意事項について

大規模な地震等の災害が発生した場合における、主に留意すべき事項について次に列記しますが、これ以外にも、必要に応じて対応を検討してください。

(1) 官庁施設の状況把握

イ) 庁舎の安全性の確認

庁舎の被災状況を確認するためのチェックシートを用いて、構造体等の点検を行い、業務の継続が可能かどうかの判断を行うほか、帰宅困難者の受け入れが可能な程度の安全性が確保できるか判断する。

なお、周辺の被災状況等から、火災等の2次災害による被災についても検討を行う。

ロ) 設備機能の被災状況の把握

庁舎の設備機能を確認するためのチェックシートを用いて、庁舎の基幹設備機能の点検を行い、設備機能の被災状況及び使用が可能かどうかを把握する。

ハ) 帰宅困難者の状況の把握

来庁車で帰宅をあきらめて庁内に滞留を予定している者及び帰宅困難者として新たに来庁した者の人数の把握に努める。

(2) 官庁施設で対応すべき事項

イ) 職員の体制の確認

庁舎に在庁する職員のうち帰宅困難者への対応ができる職員の人数を確認する。

ロ) 受け入れ場所等の設定

帰宅困難者への対応ができる職員や、大規模地震災害等の被災状況を勘案して、庁舎内の受け入れ場所及び受け入れ可能な人数の概数を設定する。

受け入れ場所の設定に際しては、火災等が発生した場合の避難経路の確保も留意する。

ハ) 提供可能な支援の設定

設備機能の被災状況の把握により、非常時優先業務を実施しつつ、帰宅困難者に対して提供することが可能となる支援（トイレ、食料、水、負傷者の応急手当、携帯電話等の充電、公衆電話等固定電話等）の内容を設定する。

ニ) 帰宅困難者の受け入れのための表示等

官庁施設の入り口に受け入れ状況の表示を行うことを考慮する。また、収容

可能人数、提供できる支援の内容、施設利用上の注意事項の表示、案内等のサインも表示することが望ましい。

(3) 帰宅困難者への帰宅支援について

イ) 帰宅に必要な情報の提供

テレビ、ラジオ等による交通情報や、災害情報の提供を行えるように対応する。また、最寄りの駅、バス停等、公共交通機関の乗り場等の情報も提供する。

ロ) 帰宅困難者への帰宅支援の情報提供

官庁施設周辺の地方公共団体との連携や情報共有を図り、帰宅困難者に対して災害時帰宅支援ステーション及び避難場所等の情報を提供するなど、より充実した帰宅支援が行われている場所への誘導方策を検討する。